パートナーシップ ファミリーシップ 宣誓制度



~ご利用の手引き~



🙌 甲賀市

1	甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓を行うことができる方	3
3	宣誓に必要なもの	4
4	宣誓手続きの流れ	5
5	通称名の使用	7
6	受領証等の変更・再交付・返還	8
7	宣誓の無効	9
8	配慮事項	9
9	宣誓による効果	10
(他の自治体との協定による手続き	11
(1)	よくある質問	11

1 甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

甲賀市では、甲賀市人権尊重のまちづくり条例に基づき、明るく住みよい人権尊重 のまちの実現を目指しています。全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが大切なパートナーや家族とともに、その人らしく人生を歩んでいけるように「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始しました。

この制度は、戸籍上の性別にとらわれることなく、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、相互の人権を尊重し、互いを人生のパートナーとして宣誓した事実に対して、市が公的に認め、宣誓書受領証や宣誓書受領証カード(以下「受領証等」という。)を交付する制度です。

また、一方または双方と生計を同じくする子や近親者等がいる場合に、協力し共同 生活を営むことを約束したファミリーとして併せて宣誓することができます。

受領証等の交付により、法律上の権利・義務が生じるものではありませんが、宣誓されたパートナーやファミリーとしての思いを尊重し、共に自分らしく安心して暮らせるように、また、この制度を通じて市民の皆さまに性の多様性への理解を深めていただくことを期待しています。

【用語の説明】

性的マイノリティ

性的指向(恋愛感情または性的感情の対象となる性についての指向)が異性のみでない、 または性自認(自己の性についての認識)が出生時に判定された性と異なる方等

パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方 または双方が性的マイノリティである二人の関係

ファミリーシップ

パートナーシップにある方が、一方または双方の子(実子または養子)を含めた近親者、その他市長が認める方と生計が同一であり、家族として協力し合う関係

LGBTQ+ってなに?

代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉

- L:レズビアン…女性を好きになる女性
- G:ゲイ…男性を好きになる男性
- B:バイセクシュアル…両方の性を好きになる人
- T:トランスジェンダー…生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人
- Q: クエスチョニング…性自認や性的指向(恋愛感情や性的感情がどの性に向くか)がわからない人

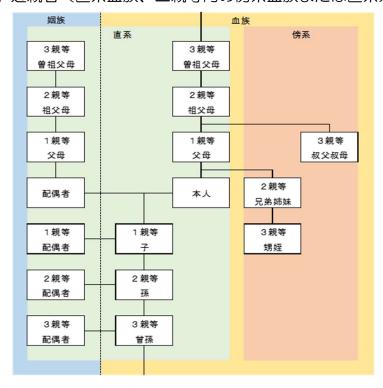
 $_{\text{TLD}}$ 世紀 $_{\text{TL}}$ 他にも性は多様であり、総称として「 $_{\text{L}}$ G $_{\text{R}}$ T $_{\text{Q}}$ + 」という言葉が使われています。

2 宣誓を行うことができる方

パートナーシップの宣誓を行うとき

宣誓をされるお二人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。(国籍は問いません。)

- (1) お一人またはお二人が性的マイノリティであること。
- (2) お二人が成年に達していること。(届出日において18歳以上の方)
- (3) お一人またはお二人が市内に住所を有していること。(3か月以内に市内への転入を予定している場合を含む。)
- (4) お二人ともに配偶者(事実上の婚姻関係にあるものを含む。) がいないこと、 かつ他の方とパートナーシップにないこと。
- (5) お二人が近親者の関係にないこと。(養子縁組によって近親者となった場合を除く。)
 - ※ 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)



ファミリーシップの宣誓を行うとき

ファミリーシップの対象となる方は次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) パートナーシップにある方のお一人またはお二人の実子または養子を含めた 近親者、その他市長が認める方であること。
- (2) パートナーシップにある方のお一人またはお二人と生計が同一であること。
- (3) ファミリーシップ対象者の同意(15歳未満の方については親権者の同意)があること。

3 宣誓に必要なもの

①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号) 様式は市のホームページからダウンロードできます。

②現住所を確認できる書類(住民票の写し等)

- 本籍地、住民コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
- ・ 転入予定の場合は、その事実が確認できる資料等(転出証明書の写し、入居予 定の賃貸借契約書、売買契約書等)
- ③現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍全部事項証明書、独身証明書等) 外国籍の方は、日本語訳を添付してください。

④ファミリーシップを宣誓する場合は、ファミリーシップ対象者との関係および 生計が同一であることが確認できる書類

健康保険証、源泉徴収票等

⑤本人確認ができる書類

- お二人分が必要です。 (期限があるものは、有効期限内のものに限ります。)
- 官公署が発行した顔写真が付いたものを、1 点を提示してください。
 - (例) 運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポート、在 留カード、その他官公署が発行した顔写真付きの免許証または許可証等
- ・上記の提示が難しい場合は、官公署が発行したものを、2点提示してください。(例)健康保険証、各種医療証、年金手帳、介護保険被保険者証等

⑥その他市長が必要と認める書類





4 宣誓手続きの流れ

①要件・宣誓書類の確認・準備

対象者の要件と宣誓に必要な書類を確認し、ご準備ください。

②宣誓する日時の予約

・宣誓する日時を事前に電話かメールで予約してください。

電話:0748-69-2148(人権推進課直通)

メール: koka10207000@city.koka.lg.jp(人権推進課あてアドレス)

予約される際に「宣誓する方の氏名、電話番号、宣誓希望日時」をお聞きします。メールの場合も同様の内容を本文に記載してください。

③パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

- 予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、宣誓日時に、お二人でお越しください。お二人そろってお越しいただくことが難しい場合は、WEB等の対応をしますので、事前にご連絡ください。
- ・宣誓場所:甲賀市役所人権推進課(相談室を予定しています。) (〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地 庁舎3階)
- 宣誓日時は原則、平日の月~金曜(祝日や年末年始を除く。)の8時30分~17時15分です。休日や時間外についても可能な範囲で対応しますので、事前にご相談ください。

4本人確認

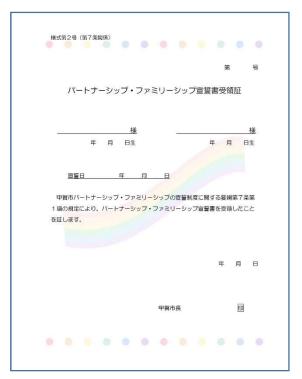
本人確認書類をもとに本人確認を行います。

⑤受領証等の交付

- ・届出書類を確認し、不備等がなければ「パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証」「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」 をお二人に交付します。
- 原則、即日交付しますが、宣誓から受領証等の交付まで1~2時間程度かかる 見込みです。また、平日の執務時間以外は後日交付となりますのでご了承くだ さい。(郵送対応可。郵送代はご負担ください。)
- ・今後、市内への転入を予定されている場合は、受領証等に代えて「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度転入予定受付票」を交付します。受付票に記載の提出期限(おおむね3か月以内)までに転入し、住民票の写しと当該受付票を提出してください。引き換えに受領証等を交付します。

<パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証イメージ> (表面1) (表面2)

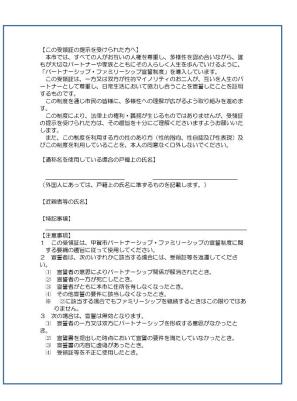




(表面3)

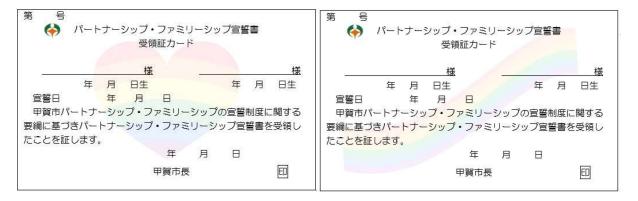
様式第2号(第7条関係) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証 様 様 年 月 日生 年 月 日生 宣誓日 年 月 日 甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度に関する要絹第7条第 1項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したこと を証します。 8 8 甲賀市長 印

(裏面)



※表面のデザインは選んでいただけます。

<パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードイメージ> (表面1) (表面2)



(表面3) (裏面)

 第 号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書 受領証カード 横	【このカードの提示を受けられた方へ】 このカードの提示を受けられた方へ】 このカードは、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常の生活において協力し合うことを宣誓したことを証明するものです。 このカードの提示を受けられた方は、その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いします。 また、この制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。 【通称名を使用している場合の戸籍上の氏名】
たことを証します。 年 月 日	(外国人にあっては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載します。) 【近親者等の氏名】
甲賀市長	【特記事項】

※表面のデザインは選んでいただけます。

5 通称名の使用

パートナーシップの宣誓の際に、戸籍上の氏名ではなく通称名を使用することが できます。

その場合は、日常生活においてその名前を使用していることが確認できる書類を添付してください。

(例) 社員証、学生証、病院の診察券、公共料金の請求書、自宅に届いた郵便物 (消印があり、住民票上の住所と一致しているもの) など

6 受領証等の変更・再交付・返還

①宣誓事項の変更

住所や氏名の変更など宣誓書に記載した事項に変更があったときは、次の書類を提出し、変更後の受領証等の交付を受けてください。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届
- (2)変更したい内容が確認できる書類
 - 氏名の変更: 戸籍個人事項証明書等
 - 通称名の変更: 通称名を使用していることが確認できる書類
 - 住所の変更: 住民票の写し等
- (3) 本人確認ができる書類
 - 4ページの「3宣誓に必要なもの ⑤本人確認ができる書類」参照
- (4) 受領証等

②受領証等の再交付

紛失や毀損、汚損等により受領証等の再交付を希望するときは、次の書類を提出し、再交付を受けてください。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書
- (2) 本人確認ができる書類

4ページの「3宣誓に必要なもの ⑤本人確認ができる書類」参照

(3) 受領証等

紛失の場合は除きます。ただし、再交付後、紛失した受領証等を発見したと きは、速やかに返還してください。

③受領証等の返還

- ・宣誓者の方が次のいずれかに該当する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」にお二人分の受領証等を添えて提出してください。
- (1) お二人の意思によりパートナーシップを解消したとき
- (2) どちらかお一人が亡くなられたとき
- (3) お二人とも本市に住所を有しなくなったとき
- (4) お一人またはお二人が宣誓の要件に該当しなくなったとき
- ・上記(2)の場合で、ファミリーシップの継続を希望される場合は、返還しないことができます。(返還届の欄外にその旨を記載してください。)

7 宣誓の無効

宣誓者の方が次のいずれかに該当するときは、事由の発生時において受領証等を 無効とし、宣誓者に対しお持ちの受領証等の返還を求めます。

- (1) お一人またはお二人にパートナーシップを形成する意思がなかったとき
- (2) 宣誓の要件を満たしていなかったとき
- (3) 宣誓の内容に虚偽があったとき
- (4) 受領証等を不正に使用したとき
- ※無効とした受領証等の交付番号を市のホームページに掲載する場合があります。

8 配慮事項

- ・市は、特に必要と認めた場合においては、宣誓者の意思を尊重した取扱いに努めます。
- ・本事業の実施に当たり、市職員は宣誓者の意思を尊重するとともにプライバシーに十分配慮します。また、職務上知り得た個人情報については、秘密保持を厳守します。その職を退いた後も、同様とします。

9 宣誓による効果

宣誓制度により利用可能となる行政サービス

令和6年6月現在

サービスの名称		内容	対象区分		担当課	
			パートナー	ファミリー	電話番号	
市民生活	罹災証明(火災以外)の取得	委任状なしで代理交付申請ができます。 (大規模災害時には税務課においても対応。)	0		危機管理課 0748- 69-2103	
市民生活	住民票の続柄の変更	当事者申し出により続柄の 変更ができます。 同居人→縁故者	0		市民課 69-2137	
市民生活	加罪被害者等支援条例に基づく 見舞金	遺族の範囲について、事実 上婚姻関係と同様の事情に あった者と認めます。	0		生活環境課 69-2143	
市民生活	市営住宅の入居	同居要件について、親族と 同等の扱いとします。	0	0	住宅建築課	
市民生活	民間賃貸住宅家賃補助事業	同居要件について、親族と 同等の扱いとします。	0	0	69-2212	
介護	要介護認定等に関する情報提供 申請書	申請可能とします。	0	0	長寿福祉課 69-2165	
子育て	母子健康手帳の交付	代理交付申請ができる対象 者と認めます。 (本人以外の申請は委任状 が必要です。)	0	0	すこやか支援課 69-2169	
子育て	こうか子育て応援金の支給対象	出生したこどもを養育する者と認めます。	0	0		
医療救急	入院時等の各種届出書類の申請	申請可能とします。	0	0		
医療救急	検査・手術等の同意	同意可能とします。	0	0	信楽中央病院 82-0249	
医療救急	病状等の説明	説明を受けていただけま す。	0	0		
医療救急	延命処置の同意	同意可能とします。 (親族 との協議も必要)	0	0		

- 詳細については担当課へお問い合わせください。
- ・利用時には「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」の提示 が必要となります。
- 行政サービスについては、市のホームページに随時更新して掲載しますのでご覧ください。
- 民間サービスとして、携帯電話の家族割の適用、企業の福利厚生のなど適用される場合があります。サービス導入の有無は企業によって違いますので、事前にご利用の企業へお問い合わせください。
- ・受けられるサービスの拡大に向けて周知啓発に取り組むとともに、市民の皆さまの性の多様性への理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して 暮らすことができる甲賀市を目指します。

10 他の自治体との協定による手続き

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用者の住所異動に伴う手続きの 軽減を図るため、他の自治体との連携協定の締結を予定しています。制度利用者が 連携協定を締結した自治体間で転居した場合、新たに居住する自治体窓口において 簡易な手続きにより、新たに受領証等が交付されるようになります。

連携協定を締結した自治体でパートナーシップ宣誓等の受領証等(以下「締結自治体受領証等」という。)を交付されていた方が、本市に転入され、本市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用しようとするときは、次の書類を提出してください。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓申告書
- (2)締結自治体受領証等
- (3) 住民票の写し
- (4) 申告しようとする者の本人確認資料の写し
 - 提示により確認できる場合は除く。
 - 4ページの「3宣誓に必要なもの ⑤本人確認ができる書類」参照
- (5) その他市長が必要と認める書類

11 よくある質問

Q1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度は違いは何ですか。

A) 婚姻は法律に基づき行われる行為です。相続や財産上の権利や扶養義務など 法律上の権利や義務が発生します。一方、甲賀市パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度は、市独自の要綱に基づき実施するものです。法律上の 権利や義務は発生しません。

Q2. 法律上の権利や義務が発生しないのになぜ制度を導入するのですか。

A) 甲賀市は市民一人一人が人権を尊重し、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指しています。この制度により、性的マイノリティの方々の人権が尊重され、多様な性に関する差別や偏見が無くなり、性的マイノリティに関する社会的な理解を推進するために導入することとしました。



Q3. パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A) 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により、任意後見契約、 合意契約を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくは公 証役場にお問い合わせください。

> 大津公証役場 電話: 077-523-1728 近江八幡公証役場 電話: 0748-33-2988 長浜公証役場 電話: 0749-63-8377

Q4. 宣誓できるのは、同性パートナーだけですか。

A) 同性パートナーに限らず、お一人またはお二人が性的マイノリティである方で、要件(P3)を満たしていれば宣誓することができます。

Q5. 宣誓できるのは甲賀市民だけですか。

A) 宣誓時に甲賀市に住んでいなくても、3か月以内に甲賀市に転入の予定であれば、宣誓できます。ただし、甲賀市にお一人またはお二人が転入後、転入を確認するための必要書類の提出が必要になります。

Q6. 同居していなくても宣誓できますか。

A) 必ずしも同居している必要はありません。ただし、お二人がお互いを人生の パートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係 であることが必要です。

Q7. 事実婚の二人は宣誓できますか。

A) この制度は、お一人またはお二人が性的マイノリティである二人を対象としているため、事実婚の二人は宣誓できません。事実婚の方は、健康保険や厚生年金保険の被扶養者になることができるほか、遺族年金の受給が可能であることなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している状況とは異なるためです。

Q8. 養子縁組をしていますが、宣誓できますか。

A) 宣誓しようとしているお二人が、パートナーシップの関係に基づく養子縁組をしている場合は宣誓できます。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

Q9. 郵送や代理での宣誓はできますか。

A)本人確認をする必要があるため、郵便や代理での宣誓はできません。 事情がありお越しいただくのが難しいときはWEBの活用など可能な範囲で 対応しますので、事前に人権推進課へご相談ください。

Q10. プライバシーは守られますか。

A) 宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で、担当の市職員が立ち合いのもと 行います。また、提出された書類や記載されている個人情報等について、本 人の同意なく外部に提供することはありません。

Q11. 宣誓に費用はかかりますか。

A) 宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓手続きに必要な書類(住民票など)の交付手数料等は自己負担となります。

Q12. 宣誓をすると戸籍に記載されますか。

A) この制度は甲賀市独自の制度であり、法律上の権利や義務は生じないため、 宣誓をしても戸籍の記載が変わることはありません。

Q13. 通称名を使用することができますか。

A) 通称名で宣誓することができます。通称名を使用していることが確認できる 書類(社員証、学生証、病院の診察券など)をご持参ください。なお、受領 証等には戸籍上の氏名を併記します。

Q14. 宣誓書受領証や宣誓書受領証カードの即日交付は可能ですか。

A) 原則、即日交付しますが、宣誓から交付まで1~2時間お時間をいただきます。

Q15. 土日など、休みの日に宣誓や交付を受けることはできますか。

A) 原則、祝日・年末年始を除く平日の8時30分から17時15分ですが、休日や時間外についても可能な範囲で対応しますので、人権推進課にご相談ください。また、その場合、受領証等は後日交付となりますのでご了承ください。

Q16.受領証等に有効期限は有りますか。

A) この制度は、甲賀市として宣誓書を受領した事実を証明するものであり有効 期限は定めていません。

Q17. なりすましや悪用はされませんか。

A) 申請時に、戸籍全部事項証明書や本人確認書類の提出を求めることで、なり すまし等の悪用を防止します。また、悪用等が判明した場合には宣誓を失効 とし、必要があればその宣誓書受領証の交付番号を公表いたします。

甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 ご利用の手引き

令和6年(2024年)6月 作成

発行 甲賀市 市民環境部 人権推進課

〒520-8502 甲賀市水口町水口6053番地

電話: 0748-69-2148 FAX: 0748-63-4554

koka10207000@city.koka.lg.jp